



南会津町告示第11号

本町の区域内の字の区域を下記のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成31年3月18日

南会津町長 大宅 宗吉



記

- 1 変更する字の区域 別紙変更調書のとおり

# 変 更 調 書

大 字	新.	旧	地 番
	小 字	小 字	
永 田	胡桃下	曲 間	1191-2、1192-2、1193-2、1197-2、1205-2、1206-2、1207-2、1208-2、 1211-3、水の一部
	赤 蟻	沢 口	1677-2、1677-3、1679-2、1679-5、1679-6、1679-7、1679-8、1679-9、 1679-10、1680-2、1680-4、水の一部
	東 俣	曲 間	1212-2、1214-2、道の一部
	東 俣	西 俣	33-2、34-1、37-3、61-3、62-3、63-3、64-3、65-3、69-2、70-2、 71-2、71-3、73-2、74-3、74-4、77-2、78-3、道の一部